

会 議 録

会議名	第 1 回山陽小野田市特別職報酬等審議会
会議日時	平成 2 4 年 2 月 2 8 日（火） 1 5 時～ 1 7 時
開催場所	市役所 2 階庁議室
出席者	河口軍紀委員、小林光直委員、杉本保喜委員、浜崎洋子委員 古谷義彦委員、前田良一委員
欠席者	西村重基委員、畑史善委員、平田武委員、山田豊委員
事務局	総務部長 杉本克彦、人事課長 大田宏、人事課主幹 阿曾美登里
会議次第	1 辞令交付 2 市長あいさつ 3 委員の紹介 4 会長の選出 5 諮問 6 議事 (1) 市議会議員の議員報酬の額について (2) 市長、副市長、教育長、病院事業管理者及び水道事業管理者の給料の額について
会議内容	○ 事務局から山陽小野田市特別職報酬等審議会規則第 5 条第 3 項の規定により会議が成立することを報告。 ○ 委員からの推薦等がなかったため、事務局一任により、杉本委員を会長に選任。 ○ 「山陽小野田市執行機関の附属機関における審議会等の会議の公開に関する要綱」に基づき趣旨説明。公開しない事由に該当する案件がないことから、審議会を公開と決定。 議事 【会 長】 項目の 1 番目について事務局の説明をお願いしたい。 【事務局】 市議会議員の議員報酬の額について、配付した資料に従い説明。

【会 長】

事務局の説明について質問があればお願いしたい。

【委員】

議員には通信費や活動費などの手当はあるのか。

【事務局】

政務調査費は、非常に低く月額6,000円、年間7万2千円である。県議員は30万円程度である。執務に伴う委員会視察、会派視察については旅費という形で実費を公費として支出する。議員活動としての独自で使う政務調査費は、非常に低い状況である。

【委 員】

人によって活動の差があると思う。通信費などはないのか。

【事務局】

ありません。いわゆる政務調査費は少ない金額である。国会議員や県議員に比べると大きな開きがある。

【委 員】

委員会に出席した日数に対する手当はいくらなのか。

【事務局】

出務手当は1日あたり2千円である。すべての会議に支給されるわけではない。条例で定めており、会期期間中であればどのような会議であっても出務手当は支給されない。閉会中に開催された常任委員会、特別委員会、議会運営委員会については1日あたり2千円が支給されている。全員協議会は打ち合わせ会議ということで開会中でも閉会中でも出務手当は支給されていない。

【会 長】

この資料にないものである政務調査費、出務手当について質問が出たが、出務手当という言葉があるのは山陽小野田市だけであるといっても過言ではない。費用弁償の項目に入るが、この近傍で、防府市、宇部市、萩市、山口市、岩国市、下松市においては、費用弁償で謳っているのは旅費だけである。出務手当は謳っていない。閉会中の委員会も無償で会議を開いていると推測できるが、どうか。

【事務局】

詳細は把握していないので調べてみたい。

【会 長】

山口市は合併して広範囲になった。そういう所は旅費という形で補填するように謳っている。

【委 員】

開会、閉会について期間はどのくらいか。

【事務局】

定例会は6月、9月、12月、3月の年4回開催され、1回の会期は1ヶ月前後である。それ以外に臨時議会が年に1、2回開催される。必ず5月には決算前の臨時議会が開かれる。臨時議会の会期は1週間から10日前後である。

【委 員】

圧倒的に閉会時期が長いことになる。

【会 長】

4回で約5ヶ月ぐらいである。後の部分はほとんど閉会中である。

【事務局】

定例会と臨時会を合わせ130日程度である。

【会 長】

政務調査費について、県で見ると格段の差がある。逆に市町村単位で見ると真ん中ぐらいである。私の資料では151議会の中で5千円から1万円未満は37.7%である。議員さんに聞くと少ないと言われる。確かに少ないのは事実であるが、市町村単位でみると、当市だけが極端に少ないとも言えないと思う。

【委 員】

慶弔費についてはどうか。

【事務局】

全くありません。弔電を打つなどの公費支出はあるがそれ以外はありません。

【会 長】

議長、副議長、委員長クラスまでの慶弔費は、ある程度認められているのではないか。

【事務局】

交際費として、ある程度の予算確保はある。

【会 長】

地方議会議員の誕生の過程からみると議員だけ歳費という。常勤ではない特別職である。給料ではなく、報酬である。明治の最初の頃には法律の中にも名誉職と謳っていたが、戦後、その言葉が消え、報酬の形をとっている。常勤の方には、盆、暮れの期末手当がある。前回の審議会でも特別職の常勤でない議員が期末手当をもらうのはおかしいのではないかと意見があった。自治法では、期末手当を出すことができると規定されており、他市町村の議事録を読んでも期末手当相当分を最初から報酬の中に入れて計算し、月割での報酬にしてはどうかとの意見が出されているところもある。

【委 員】

国が国家公務員の給与について2年間、平均7.8%減額を実施するが、議員報酬は約25%カットとなっており、県内では最低である。当分の間が6年過ぎており長い。これだけ少ないと若い人が出馬できず、若い人の意見が取り入れられにくいのではないか。できれば約25%カットを市長等と同じ20%カットにしてはどうか。少しでもカット率を下げたあてはどうか。

【事務局】

事務局からの補足説明をさせていただく。特別職報酬等審議会の役割は、市長の諮問機関である。条例事項なので、市長が議会に対して提案し、条例が通り金額等を決定するものである。その参考意見として公共的団体等から委員を選任し、答申という形で意見を聴くものである。以前開催された審議会において、厳しい財政状況により一般職、常勤の特別職等が減額措置をされている中で市議会議員も減額措置を講ずるべきとの議論の中で期末手当の支給はそぐ

	わないとの意見があり、24.812%のカットとなった。全体のカットについては、政治的に特別職が決められるものである。当審議会は、近隣の市町、全国的な類似団体と比較して、基となる報酬の額、給料の額が適正かどうかを審議していただきたい。カットについては付帯意見として出すのが良いのではないか。 【会 長】 減額された金額についてではなく、当審議会は基になる報酬の額が妥当であるかについて審議いただきたい。 【事務局】 配付資料の平成23年10月19日の規則改正について第2条中の改正内容を説明。給料と手当を含んだものを給与というので、期末手当についても論議されても結構であるが、今回の諮問内容は、報酬の額、給料の額と明記してあるので、ご確認いただきたい。 【会 長】 確かに諮問書は報酬の額、給料の額となっている。 【委 員】 24名になったのはいつからか。 【事務局】 議員定数については合併時には30数名で、平成18年度に27名になり、平成21年の選挙の時に24名になった。 【委 員】 37万円がどうかについて審議することでよいか。 【会 長】 妥当性があるかについてお願いしたい。議会基本条例が上程される。議員数について謳っている。前回の審議会においても、今の状況では議員数が減らないと報酬を上げられないという意見があり、若い人が立候補して妻子を養いながら市政に貢献することは難しいという話になる。この審議会は現在の報酬の額について審議する。出務手当は1日に2千円であり、議会会期中は支給されない。特別委員会が例年より2つ増えており、閉会中にディスカッション
--	--

する可能性が高い。他市等に出務手当がないので、ざっと見積もって報酬に上乗せして、出務手当という言葉がなくしてしまう。費用弁償については、他と同じように旅費のみという形の方法もあるのではないかと思います。

【委 員】

その場合、計算するとどれぐらいになるのか。

【会 長】

ある議員のブログに出務手当についての説明があり、試算だと月2千6百3十何円になると書いてある。平成22年度の171回の中で出務手当がどのくらい支給されているかということになる。平成23年度は特別委員会が2つ設置されており、回ばかり重ねて出務手当が増えても困る。報酬の中に入れてそれで納得してもらう手もあるのではないかと思います。

【委 員】

2千円程度を入れられるのはいいと思うが、開会、閉会という概念がおかしいと思う。閉会中も議員報酬をもらっているわけである。議員は年中議員としての活動をするわけで、閉会中に出務手当があるのはおかしいのではないかと思います。それは矛盾しているのではないかと思います。

【会 長】

確かにそうである。福島県矢祭町が議員報酬を日当制にした。私はよく議会傍聴をするが、日当制にすれば今よりレベルが落ち、内容が伴わないようになると思う。

【委 員】

出務手当という言葉を経費弁償の形にするのか。出務手当をなくして報酬に入れてしまうかということになる。

【会 長】

これは、あくまでも付帯意見の部分になる。全国的に議員定数を減らす動きがある。本市の議員には二通りの意見があり、少数精鋭派と市民の声を多く反映させるには議員数が必要とする意見があ

る。公開で議員がディスカッションし、市民に理解させてほしい。私たちが選んだ議員が気持ちよく活躍できる場を私たち市民も考えなくてはいけない。

【委 員】

出務手当の部分を報酬に繰り入れてはどうかの意見があったが、2つの特別委員会に出席する人、3つの特別委員会に出席する人と議員によって差があると思う。それなら均等にするのはおかしいと思う。それより委員長、副委員長の手当があまりにも執務の割合には低額であると感じている。先ほどの付帯の部分になるのかもしれないが、今のベースの37万円は今すぐに必要であると思う。私の意見に固執すると約25%をベースアップする形になる。通らない話であると思うが、付帯の部分で強く言うべきではないか。議会のあり方について議論しても仕方がない。

【委 員】

37万円から24.812%カットされているのはかなり厳しい。

【事務局】

資料2ページの議員期末手当について、期末支給額137万6千4百円については、議員報酬と同率のカットがされている。一般職が5%、3%、市長等が20%、議員さんのみ24.812%である。議員報酬については、以前の報酬審議会の答申内容に基づいて、期末手当の額を全額カットして、議員報酬の12月分の額を年間の総支給額とした。そして条例において期末手当の支給率が規定されていることから、その総支給額を必要な月数で割って月額を決定する方法でカット率を決めた結果、24.812%カットとなった。仮にカット率を特別職の20%にするなどの折衷案になるかもしれない。

【委 員】

約25%カットしている。最初に落としすぎた。市長が決められることなので、難しいとは思いますが、議員さんから市長並みの20%

にしてほしいとの意見はある。

【会 長】

今の報酬で妥当な仕事であると思う。

【委 員】

期末手当をゼロにしてその分報酬を100%にした方がよいのではないか。月額がきちんとあった方がいいように思う。

【事務局】

条例で期末手当を支給することが規定されている。

【委 員】

支給してもよいという条例ではないのか。

【会 長】

自治法では、支給することができると規定されている。山陽小野田市の条例には期末手当を支給することが規定されている。

【委 員】

条例を改正すればよいのではないか。

【委 員】

37万円を12ヶ月支給すると444万円になる。期末手当分を市長等20%カット、市議会議員約25%カットとなっているところが議論になっている。

【委 員】

会社の業績が良ければ役員賞与があるが、悪い場合はゼロである。役員の報酬は毎月支給される。

【委 員】

条例で支給することになっていれば、支給しないことは難しいのではないか。

【事務局】

条例改正には議会の議決が必要である。

【会 長】

民間でみればある程度足並みを揃えることが必要である。今の経済状況で上げる必要があるのか。国家公務員の給与削減も実施され

る状況である。

【委 員】

３７万円というのはいいい数字だと思う。報酬の額はそのまま維持する。後は付帯意見として付ける。

【会 長】

資料の表において、ちょうど中間である。２年後には状況が変わるかもしれない。現状維持でよろしいか。付帯意見として先ほどの意見を挙げる。

【委 員】

先ほどの意見とは何か。

【会 長】

出務手当の見直し、２年後には２４．８１２％カットを検討する時期がくるのではないか。

【委 員】

適用年月日について宇部市２３年４月１日、山陽小野田市２０年９月１８日、下松市 平成９年１０月１日となっているのは、ずっとこの金額を維持してきていると理解してよいか。

【事務局】

山陽小野田市の場合、報酬の格差が統一されたのが、平成２０年９月１８日である。議員報酬の額は、旧小野田市時代の金額であり、３７万円のまま続いている。下松市は合併していないので、１市単独で平成９年から報酬額を維持している。

【会 長】

何かご意見等ありませんか。

【委 員】

２０％という付帯意見は付けられないか。

【委 員】

同意見であるが、ベース３７万円で約２５％のカットがされている。付帯として強く２年以内に戻していただきたいとしたい。報酬額もまちづくりの一つであると思う。これで生活できる

	から議員になるという人が出てくる。魅力がないと若い意見が取り入れられないような気がする。平成21年度決算で議会費0.7%である。市の予算の1%、近隣の状況もあると思うが、そこを付帯意見として求めていただきたい。出務手当については現状のままでいいと思うし、協議する必要があると思う。委員長手当等が執務の内容からすると少ないように思う。 【委員】 委員長は何名いるのか。 【事務局】 常任委員会3人、特別委員会5, 6人である。 【委員】 議員の3分の1から4割が副委員長以上になっているのではないか。 【事務局】 はいそうです。 【委員】 先ほどの委員の意見と全く同感である。 【会長】 個人的には、若い人が妻子を養いながら4年間頑張る環境が必要とは思う。カット率を工夫して37万に近いようにもっていければありがたいというような付帯意見になると思う。 【委員】 カット率もできれば20%にできないか。できないなら、2年後には20%にするという意見も添えていただきたい。 【委員】 委員長、副委員長10名いることになる。半分以上が副委員長以上である。 【会長】 委員長、副委員長は事務局との事前・事後事務が多い。名誉職ですわっているわけではない。
--	--

	【委 員】 委員長、副委員長についても24.812%減額されているのか。 【事務局】 議員全員である。 【会 長】 議員報酬の額については、現状維持とする。 【事務局】 付帯意見としては、出務手当の件、カット率の早期回復、理由としては生活給を確保して若い人の立候補する意欲を維持したい。 【会 長】 37万円は、市の職員の給料、年齢ではどうか。 【事務局】 一般行政職の職員の状況(資料6ページ)については、平均年齢43.8歳、平均給料月額33万9千4百円である。 【会 長】 カットが回復されれば妻子を養いやっていくことができるということになる。 【委 員】 議員には、本業があり、副職のある方も多いのではないか。議員報酬だけではない方もおられるのではないか。 【事務局】 事務局では把握していない。65歳以上の方は年金を受給されている方もおられるが、議員報酬を受けている間は一部カット等もある。また自営業の方もおられる状況である。 【会 長】 前回の審議会においても、議員の専従についての質問が出た。人数を多くしてボランティア的にする議会にするのか、人数を少なくして高給でやっていくのか、兼業であれば安くてもいいのではないかという考えも出てくるが、ここの審議の話ではない。議員報酬の額について、現状を維持するでよろしいか。
--	---

	【委員全員】 はい。 【会 長】 項目の２番目について事務局の説明をお願いしたい。 【事務局】 市長、副市長、教育長、病院事業管理者及び水道事業管理者の給料の額について、配付した資料に従い説明。 【会 長】 ベースの金額の妥当性について審議していただきたい。 【事務局】 参考として、市長、副市長、教育長のベース金額については、旧小野田市の金額をそのまま引き継いでいる。 【会 長】 給料月額は旧小野田市のベースと変わっていないということである。 【委 員】 病院事業管理者についてはどうか。 【事務局】 公営企業の法適用で、政策として平成１８年１０月１日から病院事業管理者を設置した。給料月額については、水道事業管理者の給料月額と同額にした。 【委 員】 病院事業管理者は基本的に医師免許が必要なのか。 【事務局】 現在の病院事業管理者は医師であるが、医師に限定されているわけではない。 【事務局】 病院、水道とも事業管理者を置かない場合には、市長が事業管理者にあたる。
--	--

【委 員】

給料月額については、本市の場合、市長を100とした場合、副市長は80%ぐらい、教育長については、72%ぐらいになっている。企業管理者についても教育長と同額である。金額的には据え置きでよいのではないかと思います。

【会 長】

比率から妥当であると思う。

【事務局】

特別職等の給料の額については長年の報酬審議会の中で論議されてきた。県内で公務員の給与は一般職、特別職に限らず均衡の原則がある。一般職は民間準拠であり、人事院勧告で給料表も改正される。足並みを揃えないと難しい。特に市長は市のトップであり、市民の負託を受けられて一人で責任をとられるわけであり、均衡が大切である。

【委 員】

現状維持でよいのではないかと。本当は20%カットがない方がよいが、やむを得ないと思う。

【会 長】

他市と比較しても妥当である。現状維持ということによろしいか。(異議なし。)

【会 長】

企業管理者についてはどうか。

【委 員】

減額されると13市で最低額となる。

【委 員】

水道事業管理者、病院事業管理者の減額後の額が52万4千円であるが、この金額を受給する一般職はいるのか。

【事務局】

一般職にはいない。部長級でも50万円を超えている者はいない。

	【会 長】 市長、副市長、教育長、病院事業管理者及び水道事業管理者の給料の額については、現状維持ということによろしいか。(異議なし。) 【会 長】 審議の結論が出たと思う。答申書(案)のたたき台を事務局にお願いしたい。２回目は答申書(案)の審議を行う。
--	--